

○農林水産省令第十三号

植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）  
第六条第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規  
則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成四年四月六日

農林水産大臣 田名部匡省

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令  
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第  
七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「広島空港」の下に「高  
松空港」を、「熊本空港」の下に「大分空港」を  
加え、同条第二項第二号中「運天港」を削り、  
同項第三号を次のように改める。

三 富山空港

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、  
第六条第一項第二号の改正規定中「高松空港」  
を加える部分は、平成四年四月二十日から施行す  
る。